|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| 大阪府有料老人ホーム設置運営指導指針目次　　（略）１　～　７　（略）８　既存建築物等の活用の場合等の特例⑴　⑵　（略）⑶ 戸建住宅等（延べ面積200㎡未満かつ階数３以下）を有料老人ホームとして利用する場合においては、在館者が迅速に避難できる措置を講じることにより、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。⑷　⑸　（略）９　（略）10　有料老人ホーム事業の運営　　知事は、有料老人ホームにおける施設の管理及び運営については、次に掲げる事項に留意するよう指導する。⑴　～　⑶　（略）⑷　個人情報の取り扱い⑵の名簿及び⑶の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（個人情報保護委員会・厚生労働省）」並びに、大阪府個人情報保護条例（平成８年大阪府条例第２号）及び市町村の個人情報の保護に関する定めを遵守すること。イ　～　ハ　（略）⑸　業務継続計画の策定等イ　感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。　　また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。ロ　職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。　　なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他の設置者との連携等により行うことも差し支えない。ハ　（略）⑹　～　⑻　（略）⑼　医療機関等との連携イ　入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。その際、入居者の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるよう努めること。また、入居者のフェイスシート（入居者基本情報）の作成に協力を求め、備えておくこと。ロ　当該有料老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第６条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。ハ　協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。ニ　入居者が協 力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該有料老人ホームに速やかに入居させることができるよう努めること。ホ　～　リ　（略）⑽　⑾　（略）11　サービス等⑴　～　⑶　（略）⑷　設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。イ　～　ニ　（略）ホ　ロからニまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。当該担当者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。へ　（略）⑸　（略）⑹　緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。　　また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。⑺　（略）12、13　（略） 14　契約内容等　　　知事は、有料老人ホームの入居の契約に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう指導する。⑴　～　⑶　（略） ⑷　重要事項の説明等 法第29条第７項の規定に基づく情報の開示において、規則第20条の５第16号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。一　～　三　（略）⑸　～　⑼　（略）15、16　（略）附　則（中略）附　則この指針は、令和６年８月１日から施行する。 | 大阪府有料老人ホーム設置運営指導指針目次　　（略）１　～　７　（略）８　既存建築物等の活用の場合等の特例⑴　⑵　（略）（新設）⑶　⑷　（略）９　（略）10　有料老人ホーム事業の運営　　知事は、有料老人ホームにおける施設の管理及び運営については、次に掲げる事項に留意するよう指導する。⑴　～　⑶　（略）⑷　個人情報の取り扱い⑵の名簿及び⑶の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日・個人情報保護委員会・厚生労働省）」並びに、大阪府個人情報保護条例（平成８年大阪府条例第２号）及び市町村の個人情報の保護に関する定めを遵守すること。イ　～　ハ　（略）⑸　業務継続計画の策定等イ　感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。ロ　職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。ハ　（略）⑹　～　⑻　（略）⑼　医療機関等との連携イ　入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。また、入居者のフェイスシート（入居者基本情報）の作成に協力を求め、備えておくこと。（新設）（新設）（新設）ロ　～　ヘ　（略）⑽　⑾　（略）11　サービス等⑴　～　⑶　（略）⑷　設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。イ　～　ニ　（略）ホ　ロからニまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。へ　（略）⑸　（略）⑹　緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。⑺　（略）12、13　（略）14　契約内容等　　　知事は、有料老人ホームの入居の契約に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう指導する。⑴　～　⑶　（略） ⑷　重要事項の説明等 法第29条第７項の規定に基づく情報の開示において、規則第20条の５第14号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。一　～　三　（略）⑸　～　⑼　（略）15、16　（略）附　則　　　（以下略） |